

公民館使用のきまり（三神公民館・中畑公民館）

開館時間

- 午前9時から午後9時まで ※日曜日・祝日は、午後6時まで

休館日

- 年末年始（12月29日から1月3日まで）

公民館の使用について

- 公民館は生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育施設です。

よって、公民館の部屋の使用は生涯学習活動、住民の集会やその他公共的使用を主とします。

その他の会議、研修、発表などの使用も可能です。

※ただし、矢吹町公民館条例により、教育委員会が以下に該当すると認めるときは使用することができません。

○公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき

○施設等を毀損し、または滅失するおそれがあるとき

○教育委員会が公民館の運営上適当でないと認めるとき

- 以上のことから、新規に使用許可申請する団体、個人の方へは日時、使用目的を伺い館長または職員よりご連絡をいたします。申請内容に虚偽の申請があった場合は使用を取り消します。

使用予約

- 使用日の2か月前より、電話または公民館窓口にて空き状況を確認し、使用日の5日前までに公民館使用許可申請書（様式第1号）を提出してください。

- 三神公民館・中畑公民館の使用回数の制限はありません。

施設使用料

- 部屋と時間帯（昼9：00～17：00・夜17：00～21：00）により異なります。

- 使用料は全て1時間あたりの料金になります。

- 照明（多目的ホール・軽運動場）@110円×使用時間数です。

- 暖房機器@60円×使用時間数です。

- 各部屋の **使用料×使用時間数**、使用後の支払いとなります。

使用当日

- 申請した開始時間の15分前から入室可能ですので、終了時間までに清掃を終えて退室ください。

- 使用時間厳守でお願いします。申請時間を超過しますと1時間加算となります。

- キャンセル、使用時間変更の場合は必ず事前にご連絡ください。

使用の注意

- 使用後は清掃をして退出してください。ごみは持ち帰りください。

- 備品など破損した場合はすぐにお知らせください。